パーキング・メーター等の管理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪府警察本部交通部交通規制課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　パーキング・メータ―、パーキング・チケット（以下「パーキング・メーター等」という。）の管理・運営について(1)　制度の概要　　　 時間を限って駐車することができる道路の区間を指定し、駐車することができる時間を表示することで、必要やむを得ない短時間の駐車需要に応じ、交通の安全と円滑の確保を図るとともに駐車秩序を確立する。(2)　設置個所の選定方法　　　 短時間駐車需要が多く、駐車が問題となっている地域であって、路外駐車場で収容することが困難な場所(3)　設置基数（令和３年度末）　　　 パーキング・チケット368基、パーキング・メーター15基　合計383基(4)　パーキング・メーター等の収入及び支出状況（令和３年度）　　　 手数料年間収入　 634,741,200円 維持補修等費用 21,125,500円（補修費）　　　　　　　　　　 112,178,001円（パーキング・メーター等管理委託料）　　　　　　　　　　　 4,185,500円（点検委託料）(5)　パーキング・メーター等の状況等について　　・　故障したパーキング・メーターは、交換する部品が製造されていないため、パーキング・チケットに切り替えている。　　・　パーキング・チケットは耐用年数が通常７年に対し、17年間も使用している物がある。(6)　パーキング・チケットの故障・修繕状況等について　　ア　故障・修繕状況　　　　令和３年４月１日時点で69基故障していたが、令和３年度中に44基を修繕。令和３年度末現在は、50基が故障のため稼働していない。また、故障後、４日で修繕しているものもあるが、６年間にわたり修繕等されていないものもある。イ　修繕方針　　限りある予算の中、故障基の補完の有無や利用率を考慮して、必要性の高いものから順次修繕。※　修繕予算について、府民の安全安心に繋がる事業に予算が優先されるため、徴収金額全てをパーキング・チケットにかかる歳出には当てられず、故障基は部品交換で対応している。２　パーキング・メーター等の保守点検についてパーキング・メーター等については、「パーキング・チケット発給設備等点検調整業務仕様書」に基づき、路線単位で年１回、全基に対して、機器各部の稼働、機能点検、調整等の作業を行っており、故障基についても稼働基と同様の保守点検の対象としている。その理由は、故障基においても新たな故障個所がないかを確認し、修繕に対応するためとしている。 | １　運用中のパーキング・チケットのうち、令和３年度末時点で50基が故障のため稼働しておらず、最長６年間にわたり修繕等されていない故障基もある。２　故障基についても稼働基と同様に保守点検の対象として契約がなされている。 | １　府民の利便性向上を図ることや手数料収入は府の財源になることから、パーキング・チケットの修繕計画を策定し、速やかに修繕等されたい。２　事業の効率的・効果的な実施や経済性の観点から、保守点検の対象から故障基を除くなど、対象基について検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| １　パーキング・チケットの修繕計画や修繕状況監査結果を踏まえ修繕計画を策定し、令和３年度末の未修繕50基のうち、令和４年度に18基、残り32基を令和５年度に修繕した。今後も速やかな修繕に努める。　２　保守点検の対象基について（保守点検対象からの除外）パーキング・チケット等の点検対象について、令和３年度までは故障の有無に関係なく、建替えや撤去を予定しているもの以外は全て保守点検の対象にしていたが、令和４年度以降は故障基を保守点検対象から除いた。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月４日、事務局：令和４年６月８日から同年７月８日まで）